

議案第1号

杉並区立こども発達センター条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成30年2月9日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立こども発達センター条例の一部を改正する条例
杉並区立こども発達センター条例（平成8年杉並区条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第6条の2の2第5項」を「第6条の2の2第6項」に改め、
同条第3号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第7項」に、「第5条
第16項」を「第5条第18項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法等の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要があ
る。

杉並区立こども発達センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
(事業)	(事業)
第2条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。	第2条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
(1) 略	(1) 略
(2) <u>法第6条の2の2第6項</u> に規定する保育所等訪問支援に関すること（以下「保育所等訪問支援」という。）及び他の施設への巡回指導に関すること。	(2) <u>法第6条の2の2第5項</u> に規定する保育所等訪問支援に関すること（以下「保育所等訪問支援」という。）及び他の施設への巡回指導に関すること。
(3) <u>法第6条の2の2第7項</u> に規定する障害児相談支援に関すること（以下「障害児相談支援」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。） <u>第5条第18項</u> に規定する基本相談支援に関すること及び同項に規定する計画相談支援に関すること（以下「計画相談支援」という。）並びにこどもの発達の相談に関すること。	(3) <u>法第6条の2の2第6項</u> に規定する障害児相談支援に関すること（以下「障害児相談支援」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。） <u>第5条第16項</u> に規定する基本相談支援に関すること及び同項に規定する計画相談支援に関すること（以下「計画相談支援」という。）並びにこどもの発達の相談に関すること。
(4) 略	(4) 略